



化学品管理子

化学品管理の基礎の基礎



第6回 化学品管理をめぐる新しい動き

はじめに

こんにちは。化学品管理子です。

早いもので、化学品管理の基礎の基礎も第6回を迎えました。これまでの連載では、「化学品管理とは何をして、何ができていたらいいのか」という観点から、企業活動における管理と情報伝達、そして法規制や社会的な要請に分けて整理してきました。今回は「化学品管理をめぐる新しい動き」として、注目しておきたいトピックスを、「何を読み取るべきか」という視点で整理してみたいと思います。

読み方のヒント

ところで、なぜそれらのテーマを知っておく必要があるのか——言い換えれば、それぞれのトピックスから何を読み取るべきなのか——その視点を少し共有しておきたいと思います。

化学品管理の実務では、多くの場合「法規制が改正(または改正の予告)を受けてから対応する」という流れをたどります。しかし、今回取り上げる“新しい動き”は、必ずしも化学品管理の枠内だけで完結するものではありません。多くの場合、社会全体の大きな流れ、環境・サステナビリティ・サプライチェーン管理等の中で生まれてきています。皆さまも、テレビやラジオ、新聞、インターネットのニュースなど、身近な情報源からもそうした変化の兆しを感じ取ることができるでしょう。日常の情報の中にも、化学品管理の未来を読み解くヒントが隠れています。ぜひ意識して探してみてください。

これから紹介する各トピックスについては、月刊 化学物質管理の読者の方なら聞いたことがある話題でしょう。今日はそれぞれのトピックスについて、「理解のポイント」「(化学品管理の観点で)どんな影響があるか」「中長期的に、社会がどのように変わっていくか」の3点で、整理してみたいと思います。

トピックス 1 PFAS

PFAS(ペルフルオロ/ポリフルオロアルキル化合物の総称)は、すでに化審法の第一種特定化学物質としても規制されていますので、サプライチェーンからの要請等に対応に当たられている方も多いでしょう。

- 理解のポイント
 - PFASをはじめとする多くの有機フッ素化合物は人工的に合成されたものであり、自然界にはほとんど存在せず、極めて安定(難分解性)。生体内ではほとんど代謝されず、長期間残留する。また、両親媒性で生体に蓄積しやすい(高蓄積性)。特にPFOSやPFOA等の末端酸型PFASは、水にも比較的溶けやすくイオンとして存在することから、長時間環境中に残存して広範囲に移動しやすい(高移動性)。
 - PFASの蓄積性は、一般的な脂質への蓄積ではなく血清タンパク質への結合として生体内に残留することが極めて特異¹⁾。それ自体の有害性は未確定ながら、人類が経験したことがない種類の生体内蓄積であり、慎重に見守る必要がある。
- 今後の規制化への影響
 - PFASのように環境中で極めて安定な物質について「慎重に見守る」とは、実質的に利用しないことを意味する。今後PFASの人体・環境への影響がより明らかになるまでは、PFASは市場から除外されていくだろう。

1) OECD (2013) OECD/UNEP Global PFC Group – Synthesis Paper on Per- and Polyfluorinated Chemicals (PFCS)

トピックス 2 INC…プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会

本件は、NHKの朝のニュースで取り上げられたこともあるのでお聞きになったことがあるでしょう。プラスチック汚染をこれ以上進ませないために国際的に協調した対応が求められるとして、国際条約文書の作成をアウトプットの目標とした会議が継続されています。

- 理解のポイント
 - 環境中に残ったプラスチックは長期間にわたり残存し、それが様々な問題を引き起こす。
 - 日本ではプラスチックのリサイクル(焼却によるサーマルリサイクル含む)が進んでいるが、他の多くの国ではプラスチックは依然不燃ごみとして環境中にそのまま廃棄されているのが実情。SUP(Single Use Plastic)の主な用途である食品包装を中心に、素材の代替やリサイクル原料の使用等について具体的な数値目標の策定が進められている。
- 今後の規制化への影響
 - 合意文書の議論に先行する形で、既に食品容器等のプラスチックの使用を禁止・削減を法制化しつつある国もある。日本はこの国際条約には批准しない可能性があるが、その場合でも食品容器等プラスチックの回収や素材の代替等の動きは進んでいくと思われる。

- 何年くらいで起きるのか

➤ 当初は 2024 年末には条約の素案となる文書の策定が完了する予定であったが、2025 年 8 月にジュネーブで開催された INC-5.2(追加会議)でも合意には至らず。引き続き議論が継続されている。合意時期の見通しはやや難しいが、すでに始まっているものも含め当面はこの動きは加速していくだろう。

トピックス 3 GFC(ポスト SAICM)

ポスト SAICM として提唱された GFC(Global Framework on Chemicals - for a planet free of harm chemicals and waste)です。SAICM でやることはやったじゃない? と思っている方に、今日はどう GFC を理解すればよいかの視点を共有します。

- 何が問題なのか?

➤ SAICM も GFC も、化学物質管理に関する国際協調であることに変わりはない。SAICM では主に化学物質の製造者が化学物質管理の主体者であるとされていたために、製造者がすべきことの推進に焦点が当てられていた。GFC では、改めてこの枠組みが見直され、企業だけでなく政府・学術界・市民等の関与を掲げ、かつ化学物質のライフサイクルに焦点を当て直したものになった。

➤ つまり、化学物質は製品のバリューチェーンの中で管理されるものとなった。つまり、今後の化学物質管理は(一部始まりつつあるが)ライフサイクルの様々なところの課題を起点として取り組まれていくことになる。

- 今後の規制化への影響

➤ この記事でも取り上げた PFAS などの個別の規制、INC のような特定の用途や物質にかかる代替や使用縮小の動き等は今後も続いていく。特に化学物質の製造者においては、消費者に近いところで起きている動きを起点にした化学物質の製造や使用に関する規制にあたっていくことになるだろう。

- 何年くらいで起きるのか

➤ GFC は SAICM と異なり具体的な達成目標としての期限は示されていない。これは、すでに始まりつつあるこの動きは、今後比較的長期間(10 年~等)かけて行われることを示唆する。

ここまで、化学品管理の基礎の基礎を読んでいただいていたありがとうございました。皆様の声に励まされ、管理子も楽しく続けることができました。次号は特集記事「SDS と GHS の JIS が変わる~後編」をお届けします。その後は、「化学品管理の基礎の基礎 -Season2」が始まります。今後は、化学品管理の現場で遭遇するより具体的な課題を取り上げ、法規制・製造物責任・レスポンシブルケア等の観点から解説をしてみたいと思います。引き続き応援よろしくお願いします!

化学品管理子のアカウントはこちら!

.....
X アカウント→化学品管理子 (@kagakuinko)
<https://x.com/kagakuinko>

ウェブサイト→化学品管理子 .net
<https://kagakuinkanriko.net/>